

# 保健だより

横浜市立御所見小学校 保健室  
保護者の皆様へ No.4 2026.4.28

## 学校において予防すべき感染症

集団感染防止の観点から、右表のように出席停止期間が定められています。この期間は感染力が強いため、お子さんの回復が早かったとしても自宅療養期間です。そのため、欠席ではありません。

感染症が疑われる症状がある場合には、受診をして主治医の指示に従ってください。もし、感染症と診断されたら、すぐに学校へお知らせください。

治癒証明書等は不要です。保護者の方が、医師の診断名や指示内容をお知らせください。



## 感染性胃腸炎の対応について

感染性胃腸炎は、出席停止期間が定められている感染症です。症状回復後は登校可能ですが、元気になっても体外へのウイルスの排菌は1~2週間続くと言われてます。そこで、集団感染防止のため、下痢や嘔吐等の腹部症状回復後は、1~2週間程度、給食当番を控えるなどの対応をさせていただきます。ご了承ください。

## 落とし物について

「えがお」No.3に落とし物についてのお知らせをしましたが、落とし物として届いた物(鍵などの貴重品以外)は、2F職員室前の落とし物コーナーでお預りしています。毎年、たくさんの物であるので、だいたい「学期ごと」に確認してもらっては片付けを繰り返しています。授業参観や面談等、学校にお越しの際は、2F落とし物コーナーまで行っていただき、お子さんの物がありませんか、お持ち帰りしてください。

学校において予防すべき感染症 (横浜市)

2026年度版

	病名	出席停止の期間の基準
第一種	感染症法の一類、結核を除く二類感染症(病名省略)*腸インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA型インフルエンザウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る)	治癒するまで
	インフルエンザ(腸インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特種の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質投与による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	目下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
第二種	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝播する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎・髄膜炎性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
ただし、結核・髄膜炎性髄膜炎以外の疾病も病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない		
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症		

第三種 その他の感染症  
通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急に措置をとることができる(文部科学省)

(1) 出席停止措置をとる感染症(横浜市立学校共通基準)

病名	出席停止の期間の基準
感染性胃腸炎(腸チフス・腸チフス・腸チフス除外)	下痢・嘔吐症状が軽減した後、全身状態がよければ登校可能だが、手洗いを励行する
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態のよい場合は登校可能
A型肝炎	肝機能が正常になったものは登校可能
ヘルパンギーナ	全身状態が安定している場合は登校可能であるが、長期間、便からウイルスが排出されるので、手洗いを励行する
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経過し、かつ解熱するまで(適切な抗菌薬療法開始後24時間以内に感染力は失せる。手洗い・うがいの励行が大切)

(2) 通常は出席停止の措置をとらない感染症(横浜市立学校共通基準)

病名	注意事項
手足口病	全身状態が安定している場合は登校可能。病状の阻止を望むための登校停止は有効性が低い。手洗いの励行が重要。まれに重症例があるので注意
伝染性紅斑	発疹のみで全身状態のよい場合は登校可能
アタマジラミ	適切な駆除を行うように指導する
水いぼ(伝染性軟属腫)	登校に制限はない。プール等で皮膚に接触しないよう露出部の水いぼを覆うなどの対応。タオル・ビート板・浮き輪などの共用をしない
とびひ(伝染性膿痂疹)	登校に制限はないが、炎症症状の強い場合や化膿した部位が広範な場合は傷に直接触らないよう指導する
帯状疱疹	飛沫感染しないが接触感染をするので患部の被覆は必要

【参考】出席停止期間の算定の考え方  
「発症した後5日を経過するまで」とした場合、「5日」という日数が発症した日の翌日を第1日として算定する。ただし、第二種の出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合にはこの限りではない。

# えがお

藤沢市立御所見小学校 保健室  
児童のみなさんへ No.4 2026.4.28

おけのひび。  
いよはみまよ!



## 5月の保健目標は「体や身のまわりを清潔にしよう」

体や身のまわりを清潔にすることは、病気の予防につながります。

毎日の生活で、自分にできることがいろいろあります。できないことは、

おうちの人にお願ひしましょう。でも、自分でできることは自分で

やりましょう。自分の力は、自分で守っていきましょう。

☆ せっけんて手をあらう

☆ 顔をあらう

☆ 歯をみがく

☆ お風呂に入って体や髪をあらう

☆ 爪を切る

☆ 耳そうじをする

☆ 自分の物を片付ける

☆ そうじをする

☆ 洗濯をする など

「ゴールデンウィークの間も、できるだけの早寝早起き、朝ごはん・朝うんちで体調を整えましょう！」

「あはよう」「こんにちは」「さようなら」... その時々であいさつをしましょう。あいさつをおたがいにしあえると、なんだか気持ちがすっきりするし、うれしい気持ちにも



なります!

## 健康診断の予定です! ~5月~

1ねん

1(金) 聴力検査  
8(金) 聴力再検査  
11(月)  
19(火) 眼科検査  
28(木) 内科検査

2ねん

8(金) 聴力再検査  
11(月)  
19(火) 眼科検査  
28(木) 内科検査

3ねん

8(金) 聴力再検査  
11(月)  
26(火) 眼科検査  
28(木) 内科検査

4ねん

26(火) 眼科検査  
28(木) 内科検査

5ねん

8(金) 聴力再検査  
11(月)  
26(火) 眼科検査  
28(木) 内科検査

6ねん

19(火) 眼科検査  
28(木) 内科検査

5くみ  
26(火) 眼科検査  
28(木) 内科検査

内科検査は下着の上にシーツ一枚です。  
上下の着たて、洋服は体操着に着かえ  
ます!